

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱

平成28年9月26日

内閣府男女共同参画局長決定

一部改正 平成29年4月28日

一部改正 平成31年4月26日

一部改正 令和元年7月11日

一部改正 令和2年3月31日

一部改正 令和4年4月28日

(目的)

第1条 本取扱要綱は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）第24条、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）第2の1及び「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する実施要領」（平成28年3月22日内閣府特命担当大臣（男女共同参画）決定）第1の1の規定に基づき、民法（明治29年法律第89号）第35条に規定する外国法人であって女性活躍に関する状況又は取組の実施の状況が優良なものであることの確認事務に関し、必要な事項を定める。

(対象外国法人)

第2条 本取扱要綱の対象となる外国法人は、国の調達への参加など日本国内で事業活動を行う外国法人で、女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。）及び青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号。以下「若者雇用促進法」という。）に基づく認定並びに女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定（以下「認定等」という。）の対象とならないもの（以下「対象外国法人」という。）とする。

(対象認定等)

第3条 内閣府男女共同参画局長は、対象外国法人が次に掲げる認定等に相当することの確認（以下「認定等相当確認」という。）を行う。

- (1) 女性活躍推進法第9条に基づく認定（えるぼし認定）（労働時間等の働き方に係る基準を満たすものに限る。）
- (2) 女性活躍推進法第12条に基づく特例認定（プラチナえるぼし認定）
- (3) 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画策定（対象外国法人において、常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）
- (4) 次世代法第13条に基づく認定（くるみん認定、トライくるみん認定）
- (5) 次世代法第15条の2に基づく特例認定（プラチナくるみん認定）

(6) 若者雇用促進法第15条に基づく認定（ユースエール認定）

（確認基準）

第4条 前条の認定等相当確認の基準は、認定等について女性活躍推進法、次世代法又は若者雇用促進法その他法令に定めるところに準ずる。

2 認定等相当確認に当たって当該対象外国法人の本社所在国における制度等を勘案する必要がある場合には、内閣府男女共同参画局推進課長が当該状況を勘案して、前項の基準に相当する確認基準を別に定める。

（確認依頼）

第5条 認定等相当確認を受けようとする対象外国法人は、様式第1号の依頼書に、必要とする認定等相当確認ごとに、次に掲げる書類のほか、当該対象外国法人が認定等相当確認の基準に適合するものであることを明らかにする書類及び様式第6号の誓約書を添えて、内閣府男女共同参画局長に提出するものとする。

区 分	提出書類
(1) 女性活躍推進法第9条に基づく認定（えるぼし認定）	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令（平成27年厚生労働省令第162号）第7条に規定する書類
(2) 女性活躍推進法第12条に基づく特例認定（プラチナえるぼし認定）	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第9条の2に規定する書類
(3) 女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画策定	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第1条及び第5条に規定する書類
(4) 次世代法第13条に基づく認定（くるみん認定、トライくるみん認定）	次世代育成支援対策推進法施行規則（平成15年厚生労働省令第122号）第3条に規定する書類
(5) 次世代法第15条の2に基づく特例認定（プラチナくるみん認定）	次世代育成支援対策推進法施行規則第5条の2に規定する書類
(6) 若者雇用促進法第15条に基づく認定（ユースエール認定）	青少年の雇用の促進等に関する法律施行規則（平成27年厚生労働省令第155号）第8条に規定する書類

2 前条第2項に該当する対象外国法人は、当該外国法人の本社所在国における制度等のわかる書類を併せて提出するものとする。

3 前2項に規定する書類の記載に当たっては、対象外国法人の本社又は主たる事務所並びに日本国内の事業所を対象として記載する。

(認定等相当確認等)

第6条 内閣府男女共同参画局長は、依頼書等の書類の提出を受けた時は、速やかにその内容を審査し、第4条の確認基準に照らし認定に相当するものであると認める場合は、様式第2号により確認通知書を交付する。また、認定等不相当の場合は、様式第3号により認定等不相当通知書を交付する。

2 内閣府男女共同参画局長は、前項の審査に当たり、必要に応じて、対象外国法人に対し、必要な書類の提出を求め、又は調査を行う。

(認定等相当確認後の報告)

第7条 確認通知書を交付された対象外国法人（以下「確認外国法人」という。）は、毎事業年度終了後原則として1月以内に、次の各号に掲げる書類のうち、第5条第1項の表中「区分」の欄(1)から(5)までに掲げる認定等にあつては第1号から第6号までに掲げる書類を、同欄(6)に掲げる認定にあつては第1号及び第4号から第6号までに掲げる書類を添えて内閣府男女共同参画局長に報告を行う。

一 報告書（様式第4号）

二 計画期間に報告年月日を含む直近の一般事業主行動計画の写し

三 策定した一般事業主行動計画について、適切に公表及び労働者への周知をしたことを明らかにする書類

四 第5条に定める当該確認外国法人が認定等相当確認の基準に適合するものであることを明らかにする書類

五 第10条第2項に定める内閣府ホームページでの情報公表に必要な書類

六 誓約書（様式第6号）

2 内閣府男女共同参画局長は、必要に応じて、対象外国法人に対し、必要な書類の提出を求め、又は調査を行う。

(辞退の申出)

第7条の2 確認外国法人は、内閣府男女共同参画局長に対し、第3条の認定等相当確認について辞退の申出をすることができる。

(処理期間)

第8条 内閣府男女共同参画局長は、依頼書等の書類の受付後、原則として30日間の範囲内で、認定等相当又は認定等不相当を確認することとする。ただし、追加で必要な書類を求めた場合は、当該書類を求めた日の翌日からその提出された日までの日数は、当該期間に算入しない。

(認定等相当確認の取消し)

第9条 内閣府男女共同参画局長は、第5条に規定する認定等相当の確認依頼に際し、虚偽の内容があった場合は、認定等相当確認を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第7条の報告において準用する。

3 内閣府男女共同参画局長は、確認外国法人が確認基準を満たさなくなった場合には、認定等相当確認を取り消すことができる。

4 内閣府男女共同参画局長は、認定等相当確認の取消しを行う場合は、様式第5号の取消通知書により行う。

(確認外国法人の公表等)

第10条 内閣府男女共同参画局長は、確認外国法人を、内閣府ホームページにおいて公表するものとする。

2 各認定等相当確認の基準である情報公表は、内閣府ホームページを通じて行うものとする。

(確認主体)

第11条 本取扱要綱に基づく事務は、厚生労働省の情報提供等の協力を得て、内閣府男女共同参画局推進課において行う。

(その他)

第12条 本取扱要綱に定めのない事項については、内閣府男女共同参画局推進課長が別に定める。

附 則

本取扱要綱は、平成28年10月1日から実施する。

附 則

本取扱要綱は、平成29年4月28日から実施する。

附 則

(施行期日)

第1条 本取扱要綱は、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）の施行の日（平成31年4月30日）の翌日から実施する。

(経過措置)

第2条 本取扱要綱の実施の際現にあるこの取扱要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）による書類は、この取扱要綱による改正後の様式によるものとみなす。

2 この取扱要綱の実施の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

本取扱要綱は、令和元年7月11日から実施する。

附 則

本取扱要綱は、令和2年6月1日から実施する。

附 則

本取扱要綱は、令和4年4月28日から実施する。

(様式第 1 号)

ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認依頼書

令和 年 月 日

内閣府男女共同参画局長 殿

法 人 名
代表者の氏名
日本の住所
電 話 番 号

次の認定等に相当する旨の確認を受けたいので、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱第 5 条に掲げる書類を添えて、依頼します。

確認を受けようとする認定等

(下表に掲げる認定等のうち、確認を受けようとする認定等の□にレを記入)

<input type="checkbox"/>	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 9 条に基づく認定(えるぼし認定)(労働時間等の働き方に係る基準を満たすもの)
<input type="checkbox"/>	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 12 条に基づく特例認定(プラチナえるぼし認定)
<input type="checkbox"/>	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条に基づく一般事業主行動計画策定(外国に所在する本社又は主たる事務所並びに日本国内の事業所において、常時雇用する労働者の数が 100 人以下の外国法人)
<input type="checkbox"/>	次世代育成支援対策推進法第 13 条に基づく認定(くるみん認定、トライくるみん認定)
<input type="checkbox"/>	次世代育成支援対策推進法第 15 条の 2 に基づく特例認定(プラチナくるみん認定)
<input type="checkbox"/>	青少年の雇用の促進等に関する法律第 15 条に基づく認定(ユースエール認定)

(様式第2号)

ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書

(文書番号)

令和 年 月 日

殿

内閣府男女共同参画局長

令和 年 月 日付けで依頼のあった件について、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱第6条に基づき、次の認定等に相当することを確認しましたので、通知します。

確認を行った認定等

(下表に掲げる認定等のうち、確認を行った認定等の□にレを記入)

<input type="checkbox"/> 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条に基づく認定(えるぼし認定) 認定相当段階 1 (労働時間等の働き方に係る基準を満たすもの)
<input type="checkbox"/> 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条に基づく認定(えるぼし認定) 認定相当段階 2 (労働時間等の働き方に係る基準を満たすもの)
<input type="checkbox"/> 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条に基づく認定(えるぼし認定) 認定相当段階 3
<input type="checkbox"/> 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条に基づく特例認定(プラチナえるぼし認定)
<input type="checkbox"/> 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づく一般事業主行動計画策定(外国に所在する本社又は主たる事務所並びに日本国内の事業所において、常時雇用する労働者の数が100人以下の外国法人)
<input type="checkbox"/> 次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定(くるみん認定(平成29年4月1日から令和4年3月31日までの基準)) (次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号)附則第2条第2項に基づく認定)
<input type="checkbox"/> 次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定(くるみん認定(令和4年4月1日以降の基準)) (次世代育成支援対策推進法施行規則(平成15年厚生労働省令第122号)第4条第1項第1号及び第2号に基づく認定)
<input type="checkbox"/> 次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定(トライくるみん認定) (次世代育成支援対策推進法施行規則(平成15年厚生労働省令第122号)第4条第1項第3号及び第4号に基づく認定)

次世代育成支援対策推進法第 15 条の 2 に基づく特例認定（プラチナくるみん認定）

青少年の雇用の促進等に関する法律第 15 条に基づき認定（ユースエール認定）

(様式第3号)

ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等不相当通知書

(文書番号)

令和 年 月 日

殿

内閣府男女共同参画局長

令和 年 月 日付けで申請のあった件について、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱第6条に基づき確認を行った結果、下記の理由により認定等不相当となりましたので、通知します。

記

理由

ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認報告書

令和 年 月 日

内閣府男女共同参画局長 殿

法人名
代表者の氏名
日本の住所
電話番号

平成・令和（※該当元号を選択。） 年 月 日付け府共第 号で確認通知のあった件について、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱第7条に基づき、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱第5条に掲げる書類を添えて、報告します。

報告を行う認定等

（下表に掲げる認定等のうち、報告を行う認定等の□にレを記入）

<input type="checkbox"/> 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条に基づく認定（えるぼし認定） 認定相当段階 1（労働時間等の働き方に係る基準を満たすもの）
<input type="checkbox"/> 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条に基づく認定（えるぼし認定） 認定相当段階 2（労働時間等の働き方に係る基準を満たすもの）
<input type="checkbox"/> 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条に基づく認定（えるぼし認定） 認定相当段階 3
<input type="checkbox"/> 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条に基づく特例認定（プラチナえるぼし認定）
<input type="checkbox"/> 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づく一般事業主行動計画策定（外国に所在する本社又は主たる事務所並びに日本国内の事業所において、常時雇用する労働者の数が100人以下の外国法人）
<input type="checkbox"/> 次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定（くるみん認定（平成29年4月1日から令和4年3月31日までの基準） （次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号）附則第2条第2項に基づく認定）
<input type="checkbox"/> 次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定（くるみん認定（令和4年4月1日以降の基準） （次世代育成支援対策推進法施行規則（平成15年厚生労働省令第122号）第4条第1項第1号及び第2号に基づく認定）

<input type="checkbox"/> 次世代育成支援対策推進法第 13 条に基づく認定（トライくるみん認定） （次世代育成支援対策推進法施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 122 号）第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に基づく認定）	
<input type="checkbox"/> 次世代育成支援対策推進法第 15 条の 2 に基づく特例認定（プラチナくるみん認定）	
<input type="checkbox"/> 青少年の雇用の促進等に関する法律第 15 条に基づく認定（ユースエール認定）	
報告対象期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

(様式第5号)

ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認取消通知書

(文書番号)
令和 年 月 日

殿

内閣府男女共同参画局長

平成・令和(※該当元号を選択。) 年 月 日付け府共第 号で確認通知した件について、次の理由により確認を取り消しますので、通知します。

取消しを行う認定等

(下表に掲げる認定等のうち、取消しを行う認定等の□にレを記入)

<input type="checkbox"/>	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条に基づく認定(えるぼし認定) 認定相当段階 1 (労働時間等の働き方に係る基準を満たすもの)
<input type="checkbox"/>	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条に基づく認定(えるぼし認定) 認定相当段階 2 (労働時間等の働き方に係る基準を満たすもの)
<input type="checkbox"/>	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第9条に基づく認定(えるぼし認定) 認定相当段階 3
<input type="checkbox"/>	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条に基づく特例認定(プラチナえるぼし認定)
<input type="checkbox"/>	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づく一般事業主行動計画策定(外国に所在する本社又は主たる事務所並びに日本国内の事業所において、常時雇用する労働者の数が100人以下・101人以上300人以下(※該当人数を選択。)の外国法人)
<input type="checkbox"/>	次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定(くるみん認定(平成29年4月1日から令和4年3月31日までの基準)) (次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第185号)附則第2条第2項に基づく認定)
<input type="checkbox"/>	次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定(くるみん認定(令和4年4月1日以降の基準)) (次世代育成支援対策推進法施行規則(平成15年厚生労働省令第122号)第4条第1項第1号及び第2号に基づく認定)

<input type="checkbox"/> 次世代育成支援対策推進法第 13 条に基づく認定（トライくるみん認定） （次世代育成支援対策推進法施行規則（平成 15 年厚生労働省令第 122 号）第 4 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に基づく認定）	
<input type="checkbox"/> 次世代育成支援対策推進法第 15 条の 2 に基づく特例認定（プラチナくるみん認定）	
<input type="checkbox"/> 青少年の雇用の促進等に関する法律第 15 条に基づく認定（ユースエール認定）	
取消理由	

誓約書

令和 年 月 日

内閣府男女共同参画局長 殿

法 人 名
代表者の氏名
日本の住所

私は、「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の確認事務取扱要綱」(平成28年9月26日内閣府男女共同参画局長決定)に基づき、内閣府において、ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人を確認していることを承知したうえで、次に掲げる事項を誓約します。

- 1 私は、内閣府が実施するワーク・ライフ・バランス等の推進に関する外国法人の認定等相当確認の依頼に当たり、必要とする各認定等相当の基準を適切に満たしています。
- 2 私は、提出書類又は調査結果が内閣府から女性活躍推進法第24条に基づく取組に必要な範囲において国の関係機関に提供されることに同意します。
- 3 私は、本誓約書及び本確認依頼に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合又は本誓約書に違反したことにより、内閣府の確認を取り消されても異議を申しません。また、これらにより損害が生じた場合であっても、内閣府に対して何らの請求もしません。